

預金商品説明書

平成24年 7月 5日現在

商品名 (愛称)	通知預金(4)
-------------	---------

ご利用いただける方	・ 法人および個人の方
お預入れ期間	・ 期間の定めはありません。 ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・ 一括預入 ・ 10,000円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 据置期間後、随時払い戻しできます。 ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 店頭表示の利率を適用します。 ・ 解約時(払戻時)に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を1,000円とし、1年を365日とする日割で計算します。
税金	・ 個人の方の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。
手数料	・ 不要です。
付加できる特約事項	・ 個人の方はマル優のお取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードでご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時~17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置・・・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・ この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

萩山口信用金庫